

## 平成22年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年8月24日（火）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者 岩村委員長，角田副委員長  
石井，井上，川島，北川，木村，工藤，小林，瀧田，田中，中原，西出，  
野坂，六車，毛利，吉川の各委員  
(機構側出席者)  
平野機構長，岡本理事，福島理事  
濱中准教授，宮崎准教授，森准教授  
一居管理部長，平田学位審査課長
- 4 平成22年度学位審査会（第1回）議事要旨について  
確定版として配付された。
- 5 議 事
  - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について  
平成22年度4月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与の審査に関して，学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。  
その後，各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。  
これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり申請者415人のうち，340人が「合格」，75人が「不合格」と判定された。  
ただし，合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者15人については，現時点では合格見込みであるため，単位の修得結果を確認した上で，最終的な合否を判定することとされた。
  - (2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について  
昨年度の第2回学位審査会において判定を保留された国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者1人に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会看護学部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。  
その後，当該部会で審査を担当した専門委員から補足説明があった。  
これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり1人が「合格」と判定された。  
次に，昨年度の第5回学位審査会において判定を保留された防衛大学校総合安全保障研究科前期課程修了者1人，及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者2人に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料3-3及び3-4に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。  
その後，各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり3人が「合格」と判定された。

引き続き、平成22年3月の認定課程修了者に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して、学位審査課長から、資料3-5及び3-6に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり防衛大学校理工学研究科前期課程修了者53人、同大学校総合安全保障研究科前期課程修了者2人、及び独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者15人の合計70人が「合格」と判定された。

(3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について

平成22年3月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して、学位審査課長から、資料4-1及び4-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり防衛大学校理工学研究科後期課程修了者5人が「合格」と判定された。

(4) 短期大学の専攻科に係る認定の再審査について

前回の学位審査会において審査が付託された短期大学の専攻科の認定の再審査に関して、学位審査課長から、資料5-1及び5-2に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり再審査の対象となった1校1専攻が「可」と判定された。

(5) 平成22年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

平成22年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に関して、学位審査課長から、資料6に基づき、機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託、及び教育課程・教員組織等の審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後、審議が行われた結果、機構長からの付託を受け、原案のとおり教育課程・教育組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(6) 平成23年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

平成23年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に関して、学位審査課長から、資料7に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(7) 認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査の変更について

学位審査課長から、資料8-1に基づき、平成24年度以降の認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について、認定年度の偏りにより年度ごとの審査予定数が偏っている状況に鑑み、専門委員会・部会における審査の平準化及び負担軽減を図るため、対象

専攻科の一部について、当該専攻科の同意を得た上で審査年度を変更する措置をとることについて説明があった。

次に、学位審査課長から、資料8-2に基づき、認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査のスケジュールに関して、専門委員会・部会における審査の迅速化及び負担軽減を図るため、平成23年度から、教員審査を行うこととなった専攻科への追加審査書類（専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書）の提出を求める機構からの通知の発送期限、及び対象となる専攻科を設置する学校からの追加審査書類の機構への提出期限の双方を、現行より1ヶ月早めることについて説明があった。

これらの説明の後、審議の結果、原案のとおり了承された。

(8) 平成22年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料9に基づき、前回の学位審査会においてあらかじめ7月から審査を開始することが了承された、平成22年度に教育の実施状況等の審査の対象となる国立看護大学校の認定課程及び審査日程の説明の後、機構長から学位審査会に、教育の実施状況等の適否の判定について審査が付託された。

この審査の付託を受け、主となる審査担当部会として看護学部会の指定が行われ、当該部会に授業科目及び教員についての審査が付託された。

(9) 平成23年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料10に基づき、平成23年度の認定課程に係る教育の実施状況等の審査について、審査対象課程のうち防衛大学校本科が平成24年度から教育課程の改編を予定していることから、同大学校本科については教育の実施状況等の審査は実施せず平成23年度後半に認定の再審査を実施すること、また、同大学校理工学研究科（前期課程・後期課程）の教育の実施状況等の審査については本科の再審査と同時期に実施することについて説明があった。

これらの説明の後、審議の結果、原案のとおり了承された。

(10) その他

① 学位審査課長から、資料11に基づき、歯科技工学の分野に対応する専攻の区分の設定を検討している旨の説明があり、審議の結果、新たに専攻の区分を設ける方向で取り進めることが了承された。

② 学位審査課長から、資料12に基づき、専攻分野の名称「薬科学」の英文表記について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

③ 学位審査課長から、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果への対応について説明があり、来年度の予算獲得に向けて大変厳しい状況にあることや、「再仕分け」の対象が9月以降に決定する見込みであることなどが報告された。これに伴い、本年2月の学位審査会で意見が出された学修成果の取り扱いに係る提案については、政府としての方針が示された後、改めて検討を行うこととなった。

以上